

令和 8 年度 水質検査計画 資料編



この資料は、水質検査計画の策定にあたり、法令で定める水質管理の基準に対して、過去 3 年間の検査結果の数値及び水源・施設周辺の状況などから、適正な検査頻度を設定するために作成したものです。

1. 給水栓における水質検査計画 …… 年間検査計画（全体）、各配水区の詳細
2. 原水における水質検査計画 …… 年間検査計画（全体）、各水源地の内容
3. 令和 7 年度 水質検査の結果 …… 給水栓、原水、水質管理目標設定項目、農薬類、PFOS 及び PFOA

大津菊陽水道企業団

1. 給水栓における水質検査計画

(1) 定期の水質検査

ア 毎日検査項目

3項目	実施時期：毎日 / 年 365 回
	【 25 地点 】 各配水区から選定した測定地点

イ 水質基準項目

① 毎月検査

10項目	実施時期：4・5・7・8・10・11・1・2月 / 年 8 回
	【 19 配水区 】 立野、大林、吹田、吹田団地、柳水、美咲野、楽善、武蔵ヶ丘、沖野、南沖野、堀川、大堀木、平川、杉水、伊勢前原、つつじ台、高尾野、日吉ヶ丘、矢護川

② 四半期検査（PFOS 及び PFOA 含む）

24項目	実施時期：9・12・3月 / 年 3 回
	【 1 配水区 】 杉水

25項目	実施時期：9・12・3月 / 年 3 回
	【 3 配水区 】 伊勢前原、高尾野、矢護川

26項目	実施時期：9・12・3月 / 年 3 回
	【 10 配水区 】 柳水、楽善、武蔵ヶ丘、沖野、南沖野、堀川、大堀木、平川、つつじ台、日吉ヶ丘

27 項目	実施時期：9・12・3月 / 年3回
	【5配水区】 立野、大林、吹田、吹田団地、美咲野

③ 全項目検査（PFOS 及び PFOA 含む）

52 項目	実施時期：6月 / 年1回
	【19配水区】 立野、大林、吹田、吹田団地、柳水、美咲野、楽善、武蔵ヶ丘、沖野、南沖野、堀川、大堀木、平川、杉水、伊勢前原、つつじ台、高尾野、日吉ヶ丘、矢護川

(2) 水質管理目標設定項目

水質基準項目と重複している項目について、上記「定期の水質検査」の数値で確認します。

項目名称	カルシウム、マグネシウム等（硬度）、マンガン及びその化合物、蒸発残留物、濁度、pH値、アルミニウム及びその化合物
------	--

※ 各配水区の詳細は、次ページ以降に記載しています。

2. 原水における水質検査計画

(1) 定期の水質検査

ア 全項目検査（PFOS 及び PFOA 含む）

40 項目	実施時期：6 月 / 年 1 回
	【 31 水源 】 立野、柳水 No.1・No.2・No.3、美咲野 No.1・No.2・No.3、上鶴、室、楽善、武蔵ヶ丘 No.1・No.2、沖野 No.1・No.2、南沖野 No.1・No.2、堀川、大堀木 No.1・No.2、平川 No.1・No.2、杉水、伊勢前原、つつじ台 No.1・No.2、高尾野 No.1・No.2、日吉ヶ丘 No.1・No.2、矢護川、大林

(2) 水質管理目標設定項目

熊本県水道水質管理計画に基づき「立野水源」で実施します。その他の水源については、水質基準項目と重複している項目を「定期の水質検査」の数値で確認します。また、農薬類については、「立野、大林、上鶴、大堀木No.1・No.2」の 5 水源で実施します。

ア 水質管理目標設定項目（農薬類を除く）

26 項目	実施時期：6 月 / 年 1 回
	【 監視地点 】 立野

イ 重複項目

項目名称	カルシウム、マグネシウム等（硬度）、マンガン及びその化合物、蒸発残留物、濁度、pH 値、アルミニウム及びその化合物
------	---

ウ 農薬類

115 項目	実施時期：6月 / 年1回
	【 5 水源 】 立野、大林、上鶴、大堀木No.1・No.2

(3) クリプトスポリジウム対策の検査項目

地下水を水源としていることから汚染の可能性は低いものの、安全性を確認するため「クリプトスポリジウム対策の検査」を行います。

ア 指標菌検査（大腸菌群・嫌気性芽胞菌）

① 湧水の水源

2 項目	実施時期：毎月 / 年12回
	【 3 水源 】 立野、杉水、矢護川

② 井戸の水源

2 項目	実施時期：6月 / 年1回
	【 28 水源 】 柳水 No.1・No.2・No.3、美咲野 No.1・No.2・No.3、上鶴、室、楽善、武蔵ヶ丘 No.1・No.2、沖野 No.1・No.2、南沖野 No.1・No.2、堀川、大堀木 No.1・No.2、平川 No.1・No.2、伊勢前原、つつじ台 No.1・No.2、高尾野 No.1・No.2、日吉ヶ丘No.1・No.2、大林

イ クリプトスポリジウム検査

上記の指標菌検査で数値が検出された場合、クリプトスポリジウム検査を実施します。

※ 各水源地の詳細は、次ページ以降に記載しています。

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画 (月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	立野 配水区 (給水栓) 採水地点: 内牧公民館	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由 (検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年 4 回			○									1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする		
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○												
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○												
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○												
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○												
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満					○			○		○							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			不可	年 4 回			○		○		○						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.54	可	年 4 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月 1 回 の頻度で実施する		
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.26							○		○		○						
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.05							○		○		○						
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満							○		○		○						
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満							○		○		○						
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満							○		○		○						
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満							○		○		○						
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満							○		○		○						
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満							○		○		○						
20	ペルフルオロオクチル酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満							○		○		○						
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満							○		○		○						
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満			不可	年 4 回			○		○		○						
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満									○		○		○				
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満									○		○		○				
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満									○		○		○				
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.003									○		○		○				
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満					可	年 4 回			○		○		○				
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0085			不可	年 4 回			○		○		○						
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満									○		○		○				
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満							○		○		○						
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.0052							○		○		○						
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満							○		○		○						
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.019	可	年 4 回					○		○		○						
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満							○		○		○						
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満							○		○		○						
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満							○		○		○						
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	14.8							○		○		○						
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満							○		○		○						
39	塩化物イオン	200 以下	10.7			不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	79.6			不可	月 1 回			○		○		○		○				
41	蒸発残留物	500 以下	210							○		○		○						
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	可	発生時期 に月 1 回					○		○		○						
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満									○		○		○				
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満									○		○		○				
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満									○		○		○				
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満									○		○		○				
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満									○		○		○				
48	pH値	5.8~8.6	7.3	不可	月 1 回					○		○		○		○				
49	味	異常でないこと	異常なし									○		○		○		○		
50	臭気	異常でないこと	異常なし									○		○		○		○		
51	色度	5 度 以下	0.5 未満									○		○		○		○		
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満							○		○		○		○				

月別計 (10 10 52 10 10 27 10 10 27 10 10 27)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画 (月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	大林 配水区 (給水栓) 採水地点: 大津町山村広場		
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由 (検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)		
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする		
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満				○														
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満				○														
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満				○														
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.002				○														
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満				○														
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満				○			○		○				○				4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可		年 4 回			○		○		○			○				4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.54	可	年 4 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月 1 回 の頻度で実施する		
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.24					○		○		○				○		4	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を 1 回/3月 とする		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.11					○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする		
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○													
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○													
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	可				○													
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○													
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○													
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満				○														
20	ペルフルオロオクチル酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満	不可	年 4 回			○		○		○			○		4			安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする		
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満					○		○		○				○		4	省略不可項目		
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○		○		○				○					
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満	不可				○		○		○				○					
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○		○		○				○					
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.003					○		○		○				○					
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可				○		○		○				○					
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.008					○		○		○				○					
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	不可	年 4 回			○		○		○			○		4			省略不可項目	
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0007				○		○		○				○		1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする			
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.0056				○		○		○				○						
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満				○		○		○				○						
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.013	可	年 4 回			○													
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○													
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満					○													
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01					○													
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	23.8					○													
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○													
39	塩化物イオン	200 以下	18.1	不可		月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)		
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	124			年 4 回			○		○		○		○		○	4	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を減じない		
41	蒸気残留物	500 以下	304					○		○		○		○		○					
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	可				○												1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期 に月 1 回				○											1	地下水を水源とし深部の発生は無いが、性状把握のため夏季に 1 回実施する
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満		年 4 回				○											1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満						○												
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○												12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月 1 回		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	pH値	5.8~8.6	7.6				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	味	異常でないこと	異常なし				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	臭気	異常でないこと	異常なし				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	色度	5 度 以下	0.5 未満				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

月別計 (10 10 52 10 10 27 10 10 27 10 10 27)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	吹田 配水区(給水栓) 採水地点: 企業団庁舎	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由(検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	可	年4回			○								○		4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可	年4回			○				○				○		4	省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.63	可	年4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず月1回の頻度で実施する	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.26	可	年4回			○				○					○	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えているため、検査頻度を1回/3月とする	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.05	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
20	ペルフルオロオクチル酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満	可	年4回			○				○					○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満	可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満	不可	年4回			○				○					○	4	省略不可項目	
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	不可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.003	不可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0087	可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	不可	年4回			○				○					○	4	省略不可項目	
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満	不可	年4回			○				○					○	4	省略不可項目	
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.0056	不可	年4回			○				○					○	4	省略不可項目	
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.007	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	15	不可	月1回			○										12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満	不可	月1回			○										12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
39	塩化物イオン	200 以下	10.7	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	81.8	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
41	蒸発残留物	500 以下	197	不可	年4回			○				○					○	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えているため、検査頻度を1回/3月とする	
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	可	発生時期 に月1回			○										1	地下水を水源とし深部の発生は無いが、性状把握のため夏季に1回実施する	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
48	pH値	5.8~8.6	7.4	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
49	味	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
50	臭気	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
51	色度	5 度 以下	0.5 未満	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	

月別計 (10 10 52 10 10 27 10 10 27 10 10 27)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	吹田団地 配水区(給水栓) 採水地点:吹田団地配水池	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由(検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100個/mL以下	0	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	可	年4回			○								○		4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	不可	年4回			○				○				○		4	省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.58	可	年4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず月1回の頻度で実施する	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.25	可	年4回			○				○					○	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えているため、検査頻度を1回/3月とする	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.05	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
20	ペルフルオロオクチル酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下	0.000005未満	可	年4回			○				○					○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
22	塩素酸	0.6以下	0.06未満	可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
23	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
24	クロロホルム	0.06以下	0.006未満	不可	年4回			○				○					○	4	省略不可項目	
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	不可	年4回			○				○					○	4	省略不可項目	
26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.003	不可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
27	臭素酸	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
28	総トリハロメタン	0.1以下	0.0108	可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	不可	年4回			○				○					○	4	省略不可項目	
30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.0007	不可	年4回			○				○					○	4	省略不可項目	
31	ブロモホルム	0.09以下	0.0076	不可	年4回			○				○					○	4	省略不可項目	
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	可	年4回			○				○					○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.005未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	14.9	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
39	塩化物イオン	200以下	10.7	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300以下	79.2	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
41	蒸発残留物	500以下	208	不可	年4回			○				○					○	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えているため、検査頻度を1回/3月とする	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	可	発生時期 に月1回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に1回実施する	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満	可	年4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
48	pH値	5.8~8.6	7.4	可	年4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
49	味	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
50	臭気	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
51	色度	5度以下	0.5未満	可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
52	濁度	2度以下	0.1未満	可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	

月別計(10 10 52 10 10 27 10 10 27 10 10 27)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画 (月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	柳水 配水区 (給水栓) 採水地点: 柳水公民館			
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由 (検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)			
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目			
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする			
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満						○													
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満						○													
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満						○													
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満						○													
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満						○													
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満						○			○				○						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			不可	年 4 回			○			○							○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4.42			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月 1 回 の頻度で実施する				
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする			
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.03						○													
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満						○													
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満						○													
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満						○													
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満						○													
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満						○													
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満						○													
20	ペルフルオロオクタン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満					○			○					○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない				
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○									1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする				
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年 4 回			○			○					○	4	省略不可項目				
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満						○			○							○			
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満						○			○							○			
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満						○			○							○			
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.002						○			○							○			
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満			可	年 4 回			○			○						○			
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0061					○			○				○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない					
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	不可	年 4 回			○			○					○	4	省略不可項目				
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満						○			○							○			
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.0043						○			○							○			
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満						○			○							○			
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年 4 回			○									1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする				
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満						○													
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満						○													
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満						○													
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.2						○													
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満						○													
39	塩化物イオン	200 以下	8.8			不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	70.8							○			○						○	4	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5を超えているため、検査頻度を 1 回/3月 とする	
41	蒸発残留物	500 以下	188	可	年 4 回			○			○					○	1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする				
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満						○													
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満				発生時期 に月 1 回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に 1 回実施する	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満						○											1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満				年 4 回			○										1		
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満						○											1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満			不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)
48	pH値	5.8~8.6	7.6							○	○	○	○	○	○	○			○	○		
49	味	異常でないこと	異常なし					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
50	臭気	異常でないこと	異常なし					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
51	色度	5 度 以下	0.5 未満					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					

月別計 (10 10 52 10 10 26 10 10 26 10 10 26)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画 (月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	美咲野 配水区 (給水栓) 採水地点: 美咲野中央公園	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由 (検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	可	年 4 回			○										4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可	年 4 回			○										4	省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.53	可	年 4 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月 1 回 の頻度で実施する	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.22	可	年 4 回			○										4	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を 1 回/3月 とする	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.04	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
20	ペルフルオロオクチル酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満	可	年 4 回			○										4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満	不可	年 4 回			○										4	省略不可項目	
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.003	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0054	可	年 4 回			○										4	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5を超えている ため、検査頻度を 1 回/3月 とする	
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0007	不可	年 4 回			○										4	省略不可項目	
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.0064	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	13.5	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
39	塩化物イオン	200 以下	9.0	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	73.7	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
41	蒸発残留物	500 以下	194	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	可	発生時期 に月 1 回			○										1	地下水を水源とし深部の発生は無いが、性状把握のため夏季に 1 回実施する	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満	可	年 4 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
48	pH値	5.8~8.6	7.5	可	年 4 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
49	味	異常でないこと	異常なし	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
50	臭気	異常でないこと	異常なし	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
51	色度	5 度 以下	0.5 未満	可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満	可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	

月別計 (10 10 52 10 10 27 10 10 27 10 10 27)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画 (月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	楽善 配水区 (給水栓) 採水地点: 末端の一般住宅	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由 (検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	可	年4回			○										4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可	年4回			○										4	省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	2.98	可	年4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月1回 の頻度で実施する	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
20	ペルフルオロオキシド (PFOS) 及びペルフルオロカルボン酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満	可	年4回			○										4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満	不可	年4回			○										4	省略不可項目	
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0012	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0054	可	年4回			○										4	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5を超えているため、検査頻度を 1回/3月 とする	
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満	不可	年4回			○										4	省略不可項目	
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.0046	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.03	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.04	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	11.9	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
39	塩化物イオン	200 以下	30.8	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	78.4	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
41	蒸発残留物	500 以下	190	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	可	発生時期 に月1回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	可	発生時期 に月1回			○										1	地下水を水源とし深層の発生は無いが、性状把握のため夏季に 1回実施する	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満	可	発生時期 に月1回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満	可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
48	pH値	5.8~8.6	7.6	可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
49	味	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
50	臭気	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
51	色度	5 度 以下	1	可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満	可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	

月別計 (10 10 52 10 10 26 10 10 26 10 10 26)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画 (月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	武蔵ヶ丘 配水区 (給水栓) 採水地点: 向陽台公民館		
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由 (検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)		
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満				○														
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満				○														
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満				○														
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満				○														
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満				○														
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満				○			○		○				○					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可		年4回			○		○		○			○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	6.24	可	年4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07				○														
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.04				○														
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満				○														
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満				○														
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	可				○													
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満				○														
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満				○														
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○															
20	ペルフルオロオクタン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満	不可	年4回			○		○		○			○		4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない			
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満				○		○		○		○		○		○				
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満				○		○		○		○		○		○				
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満	不可			○		○		○		○		○		○				
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満				○		○		○		○		○		○				
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.002				○		○		○		○		○		○				
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可			○		○		○		○		○		○				
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.005				○		○		○		○		○		○				
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	不可	年4回			○		○		○		○		○	4	省略不可項目			
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満			○		○		○		○		○		○					
31	ブromoホルム	0.09 以下	0.0036			○		○		○		○		○		○					
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	可	年4回			○		○		○		○		○	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする			
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.015				○														
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満				○														
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満				○														
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満				○														
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	11.4				○														
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満				○														
39	塩化物イオン	200 以下	9.5	不可		月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	84.9	可	年4回			○		○		○		○		○	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えているため、検査頻度を1回/3月とする			
41	蒸発残留物	500 以下	199				○		○		○		○		○				○		
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満				○														
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	可		発生時期 に月1回			○												
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○													
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満			年4回			○											1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○													
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満	不可		月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)
48	pH値	5.8~8.6	7.6				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	味	異常でないこと	異常なし				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	臭気	異常でないこと	異常なし				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	色度	5 度 以下	0.5 未満				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

月別計 (10 10 52 10 10 26 10 10 26 10 10 26)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画 (月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	沖野 配水区 (給水栓) 採水地点: であいの公園	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由 (検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年 4 回				○									1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満						○											
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満						○											
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満						○											
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満						○											
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満						○											
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満						○			○								○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満			不可	年 4 回				○									○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.67			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月 1 回 の頻度で実施する		
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08 未満	可	年 4 回				○									1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.03						○											
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満						○											
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満						○											
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満						○											
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満						○											
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満						○											
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満						○											
20	ペルフルオロオクタン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満						○							○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない		
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満						○								1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする		
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	不可	年 4 回				○							○	4	省略不可項目		
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満						○										○	
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満						○			○							○	
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満						○			○							○	
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0022						○			○							○	
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満			可	年 4 回				○									○
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0082						○							○	4	省略不可項目		
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満				○			○						○				
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0006	不可	年 4 回				○							○				
31	ブromoホルム	0.09 以下	0.0055				○			○						○				
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満				○			○						○				
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005	可	年 4 回				○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満						○											
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満						○											
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満						○											
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	11.6						○											
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満						○											
39	塩化物イオン	200 以下	10.3	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)		
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	78.8	可	年 4 回				○							○	4	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5を超えているため、検査頻度を 1 回/3月 とする		
41	蒸発残留物	500 以下	205						○			○							○	
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満						○											○
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満						○											○
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満		発生時期 に月 1 回				○								1	地下水を水源とし深部の発生は無いが、性状把握のため夏季に 1 回実施する		
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年 4 回				○								1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする		
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満						○								12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	pH値	5.8~8.6	7.5			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
49	味	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
51	色度	5 度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○

月別計 (10 10 52 10 10 26 10 10 26 10 10 26)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画 (月別)													本計画の 検査頻度 (回/年)	南沖野 配水区 (給水栓) 採水地点: キャロピア北広場	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	設定の理由 (検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)			
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満					○													
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○													
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする			
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○													
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○													
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○													
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満					○								○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可	年4回			○								○	4	省略不可項目			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.75			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず月1回の頻度で実施する			
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07					○													
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.03					○													
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○													
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○													
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	可	年4回			○										過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする			
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○													
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○													
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○													
20	ヘフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びヘフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満					○								○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない			
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○										過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする			
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満					○								○					
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○								○					
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満	不可	年4回			○								○	4	省略不可項目			
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○								○					
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.002					○								○					
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○								○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない			
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0086					○								○					
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○								○					
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0005	不可	年4回			○								○	4	省略不可項目			
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.0058					○								○					
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○								○					
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○													
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○													
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満	可	年4回			○										過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする			
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○													
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.1					○													
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○													
39	塩化物イオン	200 以下	10.2	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)			
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	79.0					○								○	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えているため、検査頻度を1回/3月とする			
41	蒸発残留物	500 以下	194					○								○					
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○										過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする			
43	シェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	可	発生時期に月1回			○										地下水を水源とし深層の発生は無いが、性状把握のため夏季に1回実施する			
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○													
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年4回			○										過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする			
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○													
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	pH値	5.8~8.6	7.5			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	味	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)			
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	色度	5度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
52	濁度	2度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	堀川 配水区(給水栓) 採水地点:堀川公民館	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由(検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満					○												
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満					○												
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○									1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満					○												
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満					○												
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満					○							○		4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可	年4回			○							○		4	省略不可項目		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	5.19			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず月1回の頻度で実施する		
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.05					○												
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○												
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満					○												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満					○												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	可	年4回			○									1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満					○												
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○												
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満					○												
20	ヘフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びヘフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満					○							○		4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない		
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○									1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満					○							○					
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満					○							○					
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満	不可	年4回			○							○		4	省略不可項目		
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○							○					
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0012					○							○					
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○							○		4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない		
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0052					○							○					
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満					○							○					
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満	不可	年4回			○							○		4	省略不可項目		
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.0041					○							○					
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満					○							○					
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.008					○												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満					○												
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満	可	年4回			○									1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満					○												
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.3					○												
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満					○												
39	塩化物イオン	200 以下	9.4	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	74.9					○							○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えているため、検査頻度を1回/3月とする		
41	蒸発残留物	500 以下	180					○							○					
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○									1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
43	シェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	可	発生時期に月1回			○									1	地下水を水源とし深層の発生は無いが、性状把握のため夏季に1回実施する		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満					○									1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年4回			○									1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満					○												
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	pH値	5.8~8.6	7.6			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	味	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	色度	5度 以下	0.5 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
52	濁度	2度 以下	0.1 未満			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

10 10 52 10 10 26 10 10 26 10 10 26

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画 (月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	大堀木 配水区 (給水栓) 採水地点: ひばりヶ丘公園	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由 (検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	可	年4回			○								○		4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可	年4回			○								○		4	省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4.86	可	年4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月1回 の頻度で実施する	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.02	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
20	ペルフルオロオクタン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満	可	年4回			○								○		4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	可	年4回			○								○		4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満	可	年4回			○								○		4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満	不可	年4回			○								○		4	省略不可項目	
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	不可	年4回			○								○		4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.003	不可	年4回			○								○		4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○								○		4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0091	可	年4回			○								○		4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	不可	年4回			○								○		4	省略不可項目	
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0006	不可	年4回			○								○		4	省略不可項目	
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.0059	不可	年4回			○								○		4	省略不可項目	
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.007	可	年4回			○								○		4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.006	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.2	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
39	塩化物イオン	200 以下	9.1	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	71.1	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
41	蒸発残留物	500 以下	183	不可	年4回			○								○		4	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5を超えているため、検査頻度を 1回/3月 とする	
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	可	発生時期 に月1回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に 1回実施する	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1回/年 とする	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
48	pH値	5.8~8.6	7.6	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
49	味	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
50	臭気	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
51	色度	5 度 以下	0.5 未満	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	

月別計 (10 10 52 10 10 26 10 10 26 10 10 26)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	平川配水区(給水栓) 採水地点: 末端の一般住宅	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由(検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100個/mL以下	0	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	可	年4回			○										4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	不可	年4回			○										4	省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	5.68	可	年4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず月1回の頻度で実施する	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
20	ペルフルオロオクタン酸(PFO)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下	0.000005未満	可	年4回			○										4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
22	塩素酸	0.6以下	0.06未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
23	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
24	クロロホルム	0.06以下	0.006未満	不可	年4回			○										4	省略不可項目	
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.002	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
27	臭素酸	0.01以下	0.001未満	可	年4回			○										4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
28	総トリハロメタン	0.1以下	0.0055	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.003未満	不可	年4回			○										4	省略不可項目	
31	ブロモホルム	0.09以下	0.0041	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.4	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
39	塩化物イオン	200以下	8.8	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	70.8	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
41	蒸発残留物	500以下	173	不可	年4回			○										4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えているため、検査頻度を1回/3月とする	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	可	発生時期 に月1回			○										1	地下水を水源とし深部の発生は無いが、性状把握のため夏季に1回実施する	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
48	pH値	5.8~8.6	7.7	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
49	味	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
50	臭気	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
51	色度	5度以下	0.5未満	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
52	濁度	2度以下	0.1未満	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	

月別計 (10 10 52 10 10 26 10 10 26 10 10 26)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画 (月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	杉水 配水区 (給水栓) 採水地点: 末端の一般住宅	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由 (検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	可	年 4 回			○										4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可	年 4 回			○										4	省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.51	可	年 4 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月 1 回 の頻度で実施する	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
20	ペルフルオロオキシド (PFOS) 及びペルフルオロカルボン酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満	可	年 4 回			○									○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	可	年 4 回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満	可	年 4 回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満	不可	年 4 回			○									○	4	省略不可項目	
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	不可	年 4 回			○									○	4	省略不可項目	
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.0007	不可	年 4 回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0042	可	年 4 回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	不可	年 4 回			○									○	4	省略不可項目	
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満	不可	年 4 回			○									○	4	省略不可項目	
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.003	不可	年 4 回			○									○	4	省略不可項目	
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	可	年 4 回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.005	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	5.0	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
39	塩化物イオン	200 以下	2.7	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	27.8	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
41	蒸発残留物	500 以下	93	不可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	可	発生時期 に月 1 回			○										1	地下水を水源とし深部の発生は無いが、性状把握のため夏季に 1 回実施する	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満	可	年 4 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
48	pH値	5.8~8.6	7.9	可	年 4 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
49	味	異常でないこと	異常なし	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
50	臭気	異常でないこと	異常なし	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
51	色度	5 度 以下	0.5 未満	可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満	可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	

月別計 (10 10 52 10 10 24 10 10 24 10 10 24)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	伊勢前原 配水区(給水栓) 採水地点:前原地区集会所	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由(検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	可	年4回			○									○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可	年4回			○									○	4	省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.25	可	年4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず月1回の頻度で実施する	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
20	ペルフルオロオクタン酸(PFO)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満	可	年4回			○									○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	可	年4回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満	可	年4回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満	不可	年4回			○									○	4	省略不可項目	
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	可	年4回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.002 未満	可	年4回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年4回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0092 未満	可	年4回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	可	年4回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満	不可	年4回			○									○	4	省略不可項目	
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.007 未満	可	年4回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	可	年4回			○									○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.006 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	5.2 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
39	塩化物イオン	200 以下	2.5 未満	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	33.2 未満	可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
41	蒸発残留物	500 以下	105 未満	可	年4回			○									○	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	可	発生時期 に月1回			○										1	地下水を水源とし深部の発生は無いが、性状把握のため夏季に1回実施する	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満	可	発生時期 に月1回			○										1	地下水を水源とし深部の発生は無いが、性状把握のため夏季に1回実施する	
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満	可	年4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
48	pH値	5.8~8.6	8.0 未満	可	年4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
49	味	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
50	臭気	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
51	色度	5 度 以下	0.5 未満	可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満	可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	

月別計 (10 10 52 10 10 25 10 10 25 10 10 25)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画 (月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	つつじ台 配水区 (給水栓) 採水地点: 末端の一般住宅	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由 (検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	可	年 4 回			○										4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可	年 4 回			○										4	省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	7.29	可	年 4 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月 1 回 の頻度で実施する	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.06	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
20	ペルフルオロオクタン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満	可	年 4 回			○										4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない	
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満	不可	年 4 回			○										4	省略不可項目	
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.009 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない	
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0071 未満	可	年 4 回			○										4	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/3月 とする	
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	不可	年 4 回			○										4	省略不可項目	
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満	不可	年 4 回			○										4	省略不可項目	
31	ブロモホルム	0.09 以下	0.0054 未満	不可	年 4 回			○										4	省略不可項目	
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.3 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
39	塩化物イオン	200 以下	13.1 未満	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	83.8 未満	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
41	蒸発残留物	500 以下	221 未満	不可	年 4 回			○										4	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5を超えているため、検査頻度を 1 回/3月 とする	
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	可	発生時期 に月 1 回			○										1	地下水を水源とし藻類の発生は無いが、性状把握のため夏季に 1 回実施する	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満	可	年 4 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
48	pH値	5.8~8.6	7.5 未満	可	年 4 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
49	味	異常でないこと	異常なし	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
50	臭気	異常でないこと	異常なし	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
51	色度	5 度 以下	0.5 未満	可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満	可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	

月別計 (10 10 52 10 10 26 10 10 26 10 10 26)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	高尾野 配水区(給水栓) 採水地点: 高尾野公民館	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由(検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満				○													
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満				○													
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満				○													
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001				○													
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満				○													
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満				○			○		○								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可		年4回			○		○		○							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.11			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず月1回の頻度で実施する		
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07		年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満				○													
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満				○													
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満				○													
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満				○													
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	可			○													
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満				○													
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満				○													
20	ペルフルオロオクタン酸(PFO)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満					○		○		○					4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない		
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満					○		○		○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満		年4回			○		○		○					4	省略不可項目		
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満	不可			○		○		○		○							
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満				○		○		○		○							
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満				○		○		○		○							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.002				○		○		○		○							
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可		年4回	○		○		○		○							
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0065				○		○		○		○							
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満				○		○		○		○							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0005	不可	年4回			○		○		○					4	省略不可項目		
31	ブromoホルム	0.09 以下	0.0041					○		○		○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満			○		○		○		○								
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.015		年4回			○												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満	可			○													
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満				○													
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満				○													
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	8.1				○													
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満				○													
39	塩化物イオン	200 以下	6.4	不可		月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	54.7				○		○		○		○		○		○	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
41	蒸発残留物	500 以下	149		年4回			○		○		○		○		○	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えているため、検査頻度を1回/3月とする		
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満					○									1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	可	発生時期 に月1回			○									1	地下水を水源とし深部の発生は無いが、性状把握のため夏季に1回実施する		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満				○													
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005 未満		年4回			○									1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする		
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満				○													
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満		月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)		
48	pH値	5.8~8.6	7.6	不可			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
49	味	異常でないこと	異常なし				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
50	臭気	異常でないこと	異常なし				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
51	色度	5 度 以下	0.5 未満				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	

月別計 (10 10 52 10 10 25 10 10 25 10 10 25)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画 (月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	日吉ヶ丘 配水区 (給水栓) 採水地点: 消防詰所		
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由 (検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)		
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする		
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満				○														
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満				○														
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満				○														
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001				○														
8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満				○														
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満				○			○		○				○				4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	不可		年 4 回			○		○		○			○				4	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	2.62	可	年 4 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず 月 1 回 の頻度で実施する		
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08				○														
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満				○														
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満				○														
15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満				○														
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	可				○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする		
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満				○														
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満				○														
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満			○															
20	ペルフルオロオクタン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.000005 未満	不可	年 4 回			○		○		○			○		4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない			
21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする		
22	塩素酸	0.6 以下	0.06 未満				○		○		○		○		○		○				
23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満				○		○		○		○		○		○				
24	クロロホルム	0.06 以下	0.006 未満	不可			○		○		○		○		○		○				
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満				○		○		○		○		○		○				
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.002				○		○		○		○		○		○				
27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	可			○		○		○		○		○		○				
28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.0083				○		○		○		○		○		○				
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	不可	年 4 回			○		○		○		○		○	4	省略不可項目			
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.0005				○		○		○		○		○				○		
31	ブromoホルム	0.09 以下	0.0057				○		○		○		○		○				○		
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満				○		○		○		○		○				○		
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.077	可	年 4 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02 未満				○														
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満				○														
36	銅及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満				○														
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	7.7				○														
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満				○														
39	塩化物イオン	200 以下	6.6	不可		月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 以下	62.0	可		年 4 回			○		○		○		○		○			4	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5を超えているため、検査頻度を 1 回/3月 とする
41	蒸発残留物	500 以下	149				○		○		○		○		○		○				
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	可	発生時期 に月 1 回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする		
43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満				○														
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満				○														
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満				○														
46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	可	年 4 回			○									1	過去3年間の検査結果が基準値の 1/5以下 であるため、検査頻度を 1 回/年 とする			
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.3 未満	不可	月 1 回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目 (自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)		
48	pH値	5.8~8.6	7.6				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	味	異常でないこと	異常なし				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	臭気	異常でないこと	異常なし				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	色度	5 度 以下	0.5 未満				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
52	濁度	2 度 以下	0.1 未満				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

月別計 (10 10 52 10 10 26 10 10 26 10 10 26)

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値	検査省略 の可否	法令上の 検査頻度	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	矢護川 配水区(給水栓) 採水地点:上中・御願所地区コミュニティセンター	
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		設定の理由(検査項目の省略または検査回数を減ずる場合)	
1	一般細菌	100個/mL以下	0	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未滿	可	年4回			○								○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未滿	不可	年4回			○								○	4	省略不可項目		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.54	可	年4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	安全性を確認するため過去の検査結果に関わらず月1回の頻度で実施する	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
20	ペルフルオロオクタン酸(PFO)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下	0.000005未滿	可	年4回			○								○	4	安全性を確認するため、検査頻度を減じない		
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
22	塩素酸	0.6以下	0.06未滿	可	年4回			○								○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない		
23	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未滿	可	年4回			○								○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない		
24	クロロホルム	0.06以下	0.006未滿	不可	年4回			○								○	4	省略不可項目		
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未滿	不可	年4回			○								○	4	省略不可項目		
26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未滿	不可	年4回			○								○	4	省略不可項目		
27	臭素酸	0.01以下	0.001未滿	可	年4回			○								○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない		
28	総トリハロメタン	0.1以下	0.0045	可	年4回			○								○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない		
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未滿	不可	年4回			○								○	4	省略不可項目		
30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.003未滿	不可	年4回			○								○	4	省略不可項目		
31	ブロモホルム	0.09以下	0.0035	不可	年4回			○								○	4	省略不可項目		
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未滿	可	年4回			○								○	4	消毒に次亜塩素酸を使用しているため、検査頻度を減じない		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	5.2	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未滿	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
39	塩化物イオン	200以下	2.9	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	27.8	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
41	蒸発残留物	500以下	100	不可	年4回			○								○	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えているため、検査頻度を1回/3月とする		
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未滿	可	発生時期 に月1回			○										1	地下水を水源とし深部の発生は無いが、性状把握のため夏季に1回実施する	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未滿	可	年4回			○										1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるため、検査頻度を1回/年とする	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未滿	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
48	pH値	5.8~8.6	8.0	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
49	味	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
50	臭気	異常でないこと	異常なし	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
51	色度	5度以下	0.5未滿	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	
52	濁度	2度以下	0.1未滿	不可	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	省略不可項目(自動連続測定・記録をしていないため、検査頻度を減じない)	

月別計(10 10 52 10 10 25 10 10 25 10 10 25)

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	立野水源(原水) 水源種別:湧水	
				(mg/L)													備考	
指標菌	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	12	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		
			月別計(2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未滿			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未滿			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未滿			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未滿			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未滿			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未滿			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未滿			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未滿			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.27			○										1	R5:基準値の1/10を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.24			○										1	R7:基準値の1/5を超える	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.05			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未滿			○										1		
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未滿			○										1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未滿			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未滿			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未滿			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未滿			○										1		
20	パーフルオロカルボン酸(PFOA)及びパーフルオロアルキル酸(PFOA)	0.00005以下	0.000005未滿			○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けされました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未滿			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未滿			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未滿			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未滿			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	16.1			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未滿			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	9.6			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	79.6			○										1	R5:基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	200			○										1	R7:基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未滿			○										1		
43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未滿			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未滿			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未滿			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未滿			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未滿			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.2			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未滿			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未滿			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理目標設定項目

検査結果		月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)																
全26項目について実施				○												1	熊本県水道水質管理計画に基づき、年1回実施します。⇒検査結果は、別冊「資料編」に掲載。	
うち農業類 115項目(目標値:総農薬方式の総和で1を超えない)				○												1	各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。⇒検査結果は、別冊「資料編」に掲載。	

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	杉水 水源(原水) 水源種別:湧水	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		備考	
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
				月別計()														
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○											1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○											1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○											1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○											1	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○											1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○											1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○											1	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○											1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○											1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○											1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.48			○											1	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08			○											1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○											1	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○											1	
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○											1	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○											1	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○											1	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○											1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○											1	
20	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び パーフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下				○											1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○											1	
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.007			○											1	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○											1	
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○											1	
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○											1	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	5.1			○											1	
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○											1	
39	塩化物イオン	200以下	2.3			○											1	
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300以下	27.9			○											1	
41	蒸発残留物	500以下	99			○											1	R7:基準値の1/10を超える
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○											1	
43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○											1	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○											1	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○											1	
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○											1	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○											1	
48	pH値	5.8~8.6	7.8			○											1	
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○											1	
51	色度	5度以下	0.5未満			○											1	
52	濁度	2度以下	0.1未満			○											1	
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	うち農業類 115項目(目標値:総農業方式の総和で1を超えない)																0	R4年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○													1	定期的水質検査の数値で確認します。
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	矢護川水源(原水) 水源種別:湧水	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
				月別計(2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2)														
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.48			○										1		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び パーフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	5.4			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	2.4			○										1		
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300以下	31			○										1	R5: 基準値の1/10を超える	
41	蒸発残留物	500以下	98			○										1	R6: 基準値の1/10を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.8			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	うち農業類 115項目(目標値:総農業方式の総和で1を超えない)																0	R4年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○												1	定期的水質検査の数値で確認します。	
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	柳水 第1水源(原水) 水源種別:井戸(116.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未滿			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未滿			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未滿			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未滿			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未滿			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未滿			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未滿			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未滿			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4.59			○										1	R7:基準値の1/5を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.06			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未滿			○										1		
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未滿			○										1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未滿			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未滿			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未滿			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未滿			○										1		
20	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び パーフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未滿			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未滿			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未滿			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未滿			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未滿			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.1			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未滿			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	7.9			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	70			○										1	R5:基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	183			○										1	R6:基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未滿			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未滿			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未滿			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未滿			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未滿			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未滿			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.4			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未滿			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未滿			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値:総農業方式の総和で1を超えない)																1	R7年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○													1	定期的水質検査の数値で確認します。
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	柳水 第2水源(原水) 水源種別: 井戸(143.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	39			○										1	R6: 塩素消毒後の給水栓では不検出	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4.28			○										1		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.03			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1	R5: 基準値の1/5を超える R5: 基準値の1/5を超える	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.6			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	8			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	72.6			○										1		
41	蒸発残留物	500以下	172			○										1		
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.5			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)																1	R7年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。	
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○													1	定期的水質検査の数値で確認します。	
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)															

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	美咲野 第1水源(原水) 水源種別: 井戸(193.5 m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	5			○										1	R6: 塩素消毒後の給水栓では不検出	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.14			○										1	R7: 基準値の1/10を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09			○										1	R6: 基準値の1/10を超える	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.2			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	5.2			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	52.1			○										1	R7: 基準値の1/10を超える	
41	蒸発残留物	500以下	140			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.5			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)															0	H30年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。	
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○												1	定期的水質検査の数値で確認します。	
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

※令和6年度は、取水ポンプ故障のため未実施。

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	美咲野 第2水源(原水) 水源種別: 井戸(200.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.16			○										1	R7: 基準値の1/10を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.006			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.6			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	5.1			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	51.4			○										1	R7: 基準値の1/10を超える	
41	蒸発残留物	500以下	140			○										1	R5: 基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.6			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)															0	H30年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。	
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○												1	定期的水質検査の数値で確認します。	
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	上鶴水源(原水) 水源種別:井戸(151.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○											1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○											1	
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○											1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○											1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○											1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○											1	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○											1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○											1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○											1	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○											1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○											1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○											1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.41			○											1	R5:基準値の1/10を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.1			○											1	R7:基準値の1/10を超える
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.04			○											1	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○											1	
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○											1	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○											1	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○											1	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○											1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○											1	
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○											1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○											1	
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○											1	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○											1	
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○											1	
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○											1	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	10.6			○											1	
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○											1	
39	塩化物イオン	200以下	6.5			○											1	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	65.8			○											1	R5:基準値の1/5を超える
41	蒸発残留物	500以下	162			○											1	R5:基準値の1/5を超える
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○											1	
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○											1	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○											1	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○											1	
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○											1	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○											1	
48	pH値	5.8~8.6	7.4			○											1	
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○											1	
51	色度	5度以下	0.5未満			○											1	
52	濁度	2度以下	0.1未満			○											1	
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値:総農業方式の総和で1を超えない)			○													0	H30年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○													1	定期的水質検査の数値で確認します。
				月別計(0 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	室 水源(原水) 水源種別: 井戸(180.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○											1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○											1	
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○											1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○											1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○											1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○											1	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○											1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○											1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001			○											1	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○											1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○											1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○											1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2.38			○											1	R5: 基準値の1/5を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08			○											1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○											1	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○											1	
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○											1	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○											1	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○											1	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○											1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○											1	
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○											1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○											1	
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.006			○											1	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○											1	
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○											1	
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○											1	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	11.7			○											1	
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○											1	
39	塩化物イオン	200以下	26.3			○											1	R6: 基準値の1/10を超える
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300以下	71.2			○											1	R7: 基準値の1/5を超える
41	蒸発残留物	500以下	192			○											1	R6: 基準値の1/5を超える
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○											1	
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○											1	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○											1	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○											1	
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○											1	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○											1	
48	pH値	5.8~8.6	7.5			○											1	
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○											1	
51	色度	5度以下	0.5未満			○											1	
52	濁度	2度以下	0.1未満			○											1	
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)																0	R6年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○													1	定期的水質検査の数値で確認します。
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	武蔵ヶ丘 第1水源(原水) 水源種別: 井戸(100.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	5.13			○										1	R7: 基準値の1/2を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.03			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び パーフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.006			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	11.1			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	8.4			○										1		
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300以下	74.3			○										1	R5: 基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	185			○										1	R6: 基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.4			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
			月別計(0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)															0	R3年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。	
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○												1	定期的水質検査の数値で確認します。	
			月別計(0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	武蔵ヶ丘 第2水源(原水) 水源種別: 井戸(100.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.004			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	5.48			○										1	R7: 基準値の1/2を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.04			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオクタン酸(PFOS)及び パーフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	11.8			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	8.7			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	79.7			○										1	R5: 基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	198			○										1	R5: 基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.5			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)															0	R3年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。	
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○												1	定期的水質検査の数値で確認します。	
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	沖野 第1水源(原水) 水源種別: 井戸(68.4m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	5.06			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.03			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.005未満			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	11.9			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	9.4			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	78.4			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	208			○										1	R6: 基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.4			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)															0	H31年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○												1	定期的水質検査の数値で確認します。
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)													

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	南沖野 第1水源(原水) 水源種別: 井戸(152.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	5.72			○										1	R7: 基準値の1/2を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.03			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03任那			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	10.3			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	9.2			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	81			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	195			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.4			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)															0	H31年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。	
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○												1	定期的水質検査の数値で確認します。	
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	南沖野 第2水源(原水) 水源種別: 井戸(152.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	5.82			○										1	R7: 基準値の1/2を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.03			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	10.8			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	8.9			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	82.4			○										1	R5: 基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	202			○										1	R5: 基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.4			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)															0	H31年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。	
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○												1	定期的水質検査の数値で確認します。	
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	堀川水源(原水) 水源種別:井戸(151.8m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	5.17			○										1	R7:基準値の1/5を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.06			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.008			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.3			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	8.7			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	77			○										1	R5:基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	185			○										1	R6:基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.4			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値:総農業方式の総和で1を超えない)																1	R7年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)				○												1	定期的水質検査の数値で確認します。
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	大堀木 第2水源(原水) 水源種別: 井戸(150.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4.5			○										1	R6: 基準値の1/5を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	10.6			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	8.1			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	72.8			○										1	R5: 基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	196			○										1	R5: 基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.5			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
			月別計(0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)			○												0	H28年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。	
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○												1	定期的水質検査の数値で確認します。	
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	平川 第1水源(原水) 水源種別: 井戸(108.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○											1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○											1	
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○											1	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○											1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未滿			○											1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未滿			○											1	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未滿			○											1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.002			○											1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未滿			○											1	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未滿			○											1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未滿			○											1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未滿			○											1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	5.69			○											1	R7: 基準値の1/2を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07			○											1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未滿			○											1	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未滿			○											1	
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未滿			○											1	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未滿			○											1	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未滿			○											1	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未滿			○											1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未滿			○											1	
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○											1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未滿			○											1	
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未滿			○											1	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未滿			○											1	
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未滿			○											1	
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未滿			○											1	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.5			○											1	
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未滿			○											1	
39	塩化物イオン	200以下	8.4			○											1	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	78.5			○											1	R7: 基準値の1/5を超える
41	蒸発残留物	500以下	196			○											1	R7: 基準値の1/5を超える
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未滿			○											1	
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未滿			○											1	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未滿			○											1	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未滿			○											1	
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未滿			○											1	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未滿			○											1	
48	pH値	5.8~8.6	7.4			○											1	
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○											1	
51	色度	5度以下	0.5未滿			○											1	
52	濁度	2度以下	0.1未滿			○											1	
			月別計(0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)																0	R5年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○													1	定期的水質検査の数値で確認します。
			月別計(0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	平川 第2水源(原水) 水源種別:井戸(170.5m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.19			○										1	R7:基準値の1/10を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.008			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	20			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	14.1			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	52.5			○										1	R7:基準値の1/10を超える	
41	蒸発残留物	500以下	151			○										1	R5:基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	8			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値:総農業方式の総和で1を超えない)																0	R5年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○													1	定期的水質検査の数値で確認します。
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	伊勢前原 水源(原水) 水源種別:井戸(332.0m)		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		備考		
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○											1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○											1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	78			○											1	R6:塩素消毒後の給水栓では不検出	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○											1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未滿			○											1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未滿			○											1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未滿			○											1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未滿			○											1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未滿			○											1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未滿			○											1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未滿			○											1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未滿			○											1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.25			○											1	R7:基準値の1/5を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07			○											1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未滿			○											1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未滿			○											1		
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未滿			○											1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未滿			○											1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未滿			○											1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未滿			○											1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未滿			○											1		
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○											1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未滿			○											1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																			
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.006			○											1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未滿			○											1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未滿			○											1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未滿			○											1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	5			○											1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未滿			○											1		
39	塩化物イオン	200以下	2			○											1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	32.3			○											1	R7:基準値の1/10を超える	
41	蒸発残留物	500以下	94			○											1	R7:基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未滿			○											1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未滿			○											1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未滿			○											1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未滿			○											1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未滿			○											1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未滿			○											1		
48	pH値	5.8~8.6	7.9			○											1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																			
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○											1		
51	色度	5度以下	0.5未滿			○											1		
52	濁度	2度以下	0.1未滿			○											1		
			月別計(0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		

水質管理設定項目

農業類	うち農業類 115項目(目標値:総農業方式の総和で1を超えない)																0	R4年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○													1	定期的水質検査の数値で確認します。
			月別計(0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0)	

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	つつじ台 第1水源(原水) 水源種別: 井戸(153.5m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	6.18			○										1	R7: 基準値の1/2を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.06			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び パーフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.1			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	11.1			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	75.4			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	201			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.5			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)															0	R2年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。	
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○												1	定期的水質検査の数値で確認します。	
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	つつじ台 第2水源(原水) 水源種別: 井戸(185.4m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	6.54			○										1	R7: 基準値の1/2を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び パーフルオロオクタノール(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.3			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	10.5			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	79.4			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	204			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.4			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)																0	R2年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。	
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○													1	定期的水質検査の数値で確認します。	
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)															

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	高尾野 第2水源(原水) 水源種別: 井戸(263.0m)	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		備考	
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○											1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○											1	
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	一般細菌	100個/mL以下	4			○											1	R7: 塩素消毒後の給水栓では不検出
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○											1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○											1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○											1	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○											1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○											1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001			○											1	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○											1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○											1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○											1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.14			○											1	R6: 基準値の1/10を超える
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08			○											1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○											1	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○											1	
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○											1	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○											1	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○											1	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○											1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○											1	
20	ペルフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び ペルフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○											1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○											1	
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.035			○											1	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○											1	
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○											1	
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○											1	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.3			○											1	
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○											1	
39	塩化物イオン	200以下	6			○											1	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	59.4			○											1	R7: 基準値の1/10を超える
41	蒸発残留物	500以下	151			○											1	R5: 基準値の1/5を超える
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○											1	
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○											1	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○											1	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○											1	
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○											1	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○											1	
48	pH値	5.8~8.6	7.5			○											1	
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○											1	
51	色度	5度以下	0.5未満			○											1	
52	濁度	2度以下	0.1未満			○											1	
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)																0	R5年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○													1	定期的水質検査の数値で確認します。
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	日吉ヶ丘 第1水源(原水) 水源種別: 井戸(180.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2.45			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08			○										1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオキソアルカン酸(PFOA)及び パーフルオロカルボキシ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.011			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.7			○										1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	5.9			○										1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	62			○										1	R5: 基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	143			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.5			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)																0	R6年度に実施。各項目の数値は、個別の目標値に対し1/100程度と低く安定しています。
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○													1	定期的水質検査の数値で確認します。
				月別計(0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

No.	項目名	基準値	過去3年間の 最高値	検査計画(月別)												本計画の 検査頻度 (回/年)	大林水源(原水) 水源種別: 井戸(227.0m)	
				(mg/L)													備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指標値	大腸菌	MPN/100ml	< 1.8			○										1	クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)対策	
	嫌気性芽胞菌	CFU/100ml	0			○										1		
			月別計(0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0)		
1	一般細菌	100個/mL以下	0			○										1		
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			○										1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			○										1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			○										1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			○										1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.003			○										1	R7: 基準値の1/5を超える	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			○										1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			○										1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			○										1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.65			○										1		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.14			○										1	R7: 基準値の1/10を超える	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.19			○										1	R5: 基準値の1/10を超える	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			○										1		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			○										1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			○										1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満			○										1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			○										1		
20	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び パーフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下				○										1	R8年度から水質基準項目に位置付けられました。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			○										1		
No.22 塩素酸 ~ No.32 ホルムアルデヒド は、塩素消毒による副生成物のため実施しない																		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.007			○										1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			○										1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03			○										1		
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満			○										1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	30.3			○										1	R5: 基準値の1/10を超える	
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			○										1		
39	塩化物イオン	200以下	20.6			○										1	R7: 基準値の1/10を超える	
40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300以下	149			○										1	R5: 基準値の1/5を超える	
41	蒸発残留物	500以下	336			○										1	R5: 基準値の1/2を超える	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			○										1		
43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			○										1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満			○										1		
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			○										1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3未満			○										1		
48	pH値	5.8~8.6	7.7			○										1		
No.49 味 は、原水のため実施しない																		
50	臭気	異常でないこと	異常なし			○										1		
51	色度	5度以下	0.5未満			○										1		
52	濁度	2度以下	0.1未満			○										1		
				月別計(0 0 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

水質管理設定項目

農業類	115項目(目標値: 総農業方式の総和で1を超えない)			○												0		
重複	水質基準項目と重複している項目(上記の表 No.34、38、40、41、48、52)			○												1	定期的水質検査の数値で確認します。	
				月別計(0 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0)														

3. 令和7年度 水質検査結果表

(1) 給水栓 51 項目 及び ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (配水区ごと)

ア 年度中に行った水質検査結果のうち、各配水区の水質基準項目で「最も高い数値」を記載しています。

イ 検出値が数値未満であるものは、『 < 』で表記しています。 例) 0.005 未満 → < 0.005

(2) 原水 39 項目 (水源ごと)

ア 年度中に行った水質検査結果のうち、各水源の水質基準項目で「最も高い数値」を記載しています。

イ 検出値が数値未満であるものは、『 < 』で表記しています。

ウ 原水については、「消毒副生成物 及び 味」の検査は行いません。

(3) 水質管理設定項目 27 項目 (立野水源地) 及び 農薬類 115 項目 (立野水源地ほか)

ア 熊本県水道水質管理計画 に基づき、立野水源 (監視地点) で「水質管理目標設定項目検査」を実施しています。

イ 水質管理目標設定項目のうち「農薬類検査」については、水質変化を把握するため別途検査を行っており、令和7年度は、計5水源 (立野、柳水No.1・No.2・No.3、堀川) を対象に実施しました。

(4) ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (立野水源地)

熊本県水道水質管理計画 に基づき、立野水源 (監視地点) で「ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)」の検査を熊本県との共同事業として行っています。

(水質検査結果の概要)

令和7年度は、家庭にお届けしている水道水 (給水栓) について、すべて法で定める水質基準を満たしており安心してご使用いただけます。

また、塩素消毒前の地下水 (原水) では一部の水源で大腸菌群に数値が見られましたが、消毒後の水道水 (給水栓) では検出されておらず、耐塩素性病原生物等による汚染の心配もありません。

その他、水質管理目標設定項目 (農薬類・ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) を含む) 検査においても、良好な水質が維持されている結果となっており、引き続き「安心・安全な水道水の安定供給」に努めてまいります。

水質管理目標設定項目検査（27項目）

水質管理目標設定項目とは、現在は水質基準項目とされていないものの水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目です。将来にわたって水道水の安全性を確保するために水質基準を補完するものとして、厚生労働省により「健康関連項目 14項目（農薬類 115項目を含む）+ 生活上支障関連項目 13項目」の目標値が設定されているものです。

熊本県では、平成6年度に策定された『熊本県水道水質管理計画』に基づき、県内水道事業者との共同事業として検査を実施しており、当企業団の「立野水源地」が監視地点となっています。

■ 令和7年度の検査結果（立野水源地）

項目	検査結果	目標値	項目	検査結果	目標値
アンチモン及びその化合物	0.001 未満	0.02 mg/L 以下	遊離炭酸	10.0	20 mg/L 以下
ウラン及びその化合物	0.0002 未満	0.002 mg/L 以下	1,1,1 - トリクロロエタン	0.0005 未満	0.3 mg/L 以下
ニッケル及びその化合物	0.001 未満	0.02 mg/L 以下	メチル - t - ブチルエーテル	0.002 未満	0.02 mg/L 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.0004 未満	0.004 mg/L 以下	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	0.3	3 mg/L 以下
トルエン	0.0005 未満	0.4 mg/L 以下	臭気強度（TON）	1 未満	3 以下
フタル酸ジ（2 - エチルヘキシル）	0.006 未満	0.08 mg/L 以下	蒸発残留物	206	30 ~ 200 mg/L
亜塩素酸	0.06 未満	0.6 mg/L 以下	濁度	0.1 未満	1 度 以下
二酸化塩素	0.06 未満	0.6 mg/L 以下	p H 値	7.2	7.5 程度
ジクロロアセトリル	0.001 未満	0.01 mg/L 以下	腐食性（ランゲリア指数）	-1.39	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける
抱水クロラール	0.002 未満	0.02 mg/L 以下	従属栄養細菌	2	1 mL の検水で形成される集落数が 2000 以下
農薬類（115項目）	0.1 未満	検出値と目標値の比の和として 1 以下	1,1 - ジクロロエチレン	0.0005 未満	0.1 mg/L 以下
残留塩素	0.1 未満	1 mg/L 以下	アルミニウム及びその化合物	0.01 未満	0.1 mg/L 以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	77.7	10 ~ 100 mg/L	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）	0.000005 未満	0.00005 mg/L 以下
マンガン及びその化合物	0.001 未満	0.01 mg/L 以下			

※ 試験方法：平成15年10月10日付健水発第1010001号

※ ウラン及びその化合物、ジクロロアセトリル、抱水クロラール、従属栄養細菌、PEOS及びPEOAの目標値は暫定値とされています。

※ 農薬類検査（115項目）は別途実施しており、検査結果は次ページ以降に掲載しています。

採水場所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野法立1913-1
施設名称	大津菊陽水道企業団 立野水源地
採水日時	令和7年6月16日 9:20
水温	17.8℃
気温	25.6℃
検査機関	(株) 太平環境科学センター（福岡市）

県との共同実施検査（ダイオキシン類またはPFOS及びPFOA）

令和7年度	調査の対象	検査の結果 (mg/L)	目標値 (mg/L)
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.000005 未満	0.00005 以下 (暫定)

採水場所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野法立1913-1
施設名称	大津菊陽水道企業団 立野水源地
採水日時	令和7年12月2日 14:00 ~ 14:30
気温	17.5℃
水温	18.0℃
検査機関	(株)三計テクノス (熊本市)

令和6年度	調査の対象	検査の結果 (mg/L)	目標値 (mg/L)
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.000005 未満	0.00005 以下 (暫定)

採水場所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野法立1913-1
施設名称	大津菊陽水道企業団 立野水源地
採水日時	令和6年11月19日 10:00 ~ 10:30
気温	12.0℃
水温	17.0℃
検査機関	(株)再春館安心安全研究所 (熊本市)

令和5年度	調査の対象	検査の結果 実測濃度 (pg/L)	毒性当量 (pg-TEQ/L)	
			最大見積	
	ポリ塩化ジベンゾフラン	0.20	0.00248	< 0.00258
	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.14	0.00239	< 0.00319
	ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル	0.50	0.0000218	< 0.000248
	ダイオキシン類 (合計)	0.84	0.0051	< 0.0060

採水場所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野法立1913-1
施設名称	大津菊陽水道企業団 立野水源地
採水日時	令和5年10月13日 9:51 ~ 12:22
水温	17.8℃
採水量	203.2 L
検査機関	(株) 太平環境科学センター (福岡市)

令和4年度	調査の対象	検査の結果 実測濃度 (pg/L)	毒性当量 (pg-TEQ/L)	
			最大見積	
	ポリ塩化ジベンゾフラン	0.28	0.00243	< 0.00273
	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1.90	0.00366	< 0.00481
	ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル	0.43	0.0000158	< 0.000146
	ダイオキシン類 (合計)	2.60	0.0061	< 0.0077

採水場所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野法立1913-1
施設名称	大津菊陽水道企業団 立野水源地
採水日時	令和4年10月21日 9:46 ~ 12:14
水温	17.4℃
採水量	205.4 L
検査機関	(株) 太平環境科学センター (福岡市)

令和3年度	調査の対象	検査の結果 実測濃度 (pg/L)	毒性当量 (pg-TEQ/L)	
			最大見積	
	ポリ塩化ジベンゾフラン	0.088	0.00051	< 0.00105
	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.13	0.00104	< 0.00199
	ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル	0.66	0.000584	< 0.000584
	ダイオキシン類 (合計)	0.88	0.0021	< 0.0036

採水場所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野法立1913-1
施設名称	大津菊陽水道企業団 立野水源地
採水日時	令和3年10月1日 10:41 ~ 13:11
水温	18.5℃
採水量	210.2 L
検査機関	(株) 太平環境科学センター (福岡市)

ダイオキシン類の検査方法：水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル（平成19年11月 厚生労働省健康局水道課）

- 備考
- ・毒性等価係数はWHO-TEF（2006）を使用した
 - ・検出下限値以上の数値はその濃度を用いてTEQを算出し、検出下限値未満の数値は0（ゼロ）として算出した
 - ・最大見積TEQは検出下限値の1/2にTEFを乗じて算出した

令和7年度 立野水源（原水）農薬類 115項目 検査結果

No.	項目名	目標値	検査結果	No.	項目名	目標値	検査結果	No.	項目名	目標値	検査結果
		(mg/L)				(mg/L)				(mg/L)	
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	0.05 以下	0.0005 未満	41	シアノホス (CYAP)	0.003 以下	0.00003 未満	81	フェンチオン (MPP)	0.006 以下	0.00006 未満
2	2,2-DPA (ダラボン)	0.08 以下	0.0008 未満	42	ジウロン (DCMU)	0.02 以下	0.0002 未満	82	フェントエート (PAP)	0.007 以下	0.00007 未満
3	2,4-D (2, 4-PA)	0.02 以下	0.0002 未満	43	ジクロベニル (DBN)	0.03 以下	0.0003 未満	83	フェントラザミド	0.01 以下	0.0001 未満
4	EPN	0.004 以下	0.00004 未満	44	ジクロルボス (DDVP)	0.008 以下	0.00008 未満	84	フサライド	0.1 以下	0.001 未満
5	MCPA	0.005 以下	0.00005 未満	45	ジクワット	0.01 以下	0.0001 未満	85	ブタクロール	0.03 以下	0.0003 未満
6	アシユラム	0.9 以下	0.009 未満	46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004 以下	0.00004 未満	86	ブタミホス	0.02 以下	0.0002 未満
7	アセフェート	0.006 以下	0.00006 未満	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 以下	0.00005 未満	87	ブプロフェジン	0.02 以下	0.0002 未満
8	アトラジン	0.01 以下	0.0001 未満	48	ジチオビル	0.009 以下	0.00009 未満	88	フルアジナム	0.03 以下	0.0003 未満
9	アニロホス	0.003 以下	0.00003 未満	49	シハロホップブチル	0.006 以下	0.00006 未満	89	プレチラクロール	0.05 以下	0.0005 未満
10	アミトラズ	0.006 以下	0.00006 未満	50	シマジン (CAT)	0.003 以下	0.00003 未満	90	ブロシミドン	0.09 以下	0.0009 未満
11	アラクロール	0.03 以下	0.0003 未満	51	ジメタメトリン	0.02 以下	0.0002 未満	91	プロチオホス	0.007 以下	0.00007 未満
12	イソキサチオン	0.005 以下	0.00005 未満	52	ジメトエート	0.05 以下	0.0005 未満	92	プロピコナゾール	0.05 以下	0.0005 未満
13	イソフェンホス	0.001 以下	0.00001 未満	53	シメトリン	0.03 以下	0.0003 未満	93	プロピザミド	0.05 以下	0.0005 未満
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01 以下	0.0001 未満	54	ダイアジノン	0.003 以下	0.00003 未満	94	プロベナゾール	0.03 以下	0.0003 未満
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3 以下	0.003 未満	55	タイムロン	0.8 以下	0.008 未満	95	プロモブチド	0.1 以下	0.001 未満
16	イブフェンカルバゾン	0.002 以下	0.00002 未満	56	ダリメット、ダム(カバム)及びダリメットイソプロアネート	0.01 以下	0.0001 未満	96	ベノミル	0.02 以下	0.0002 未満
17	イブプロベンホス (IBP)	0.09 以下	0.0009 未満	57	チアジニル	0.1 以下	0.001 未満	97	ベンシクロン	0.1 以下	0.001 未満
18	イミノクタジン	0.006 以下	0.00006 未満	58	チウラム	0.02 以下	0.0002 未満	98	ベンゾピシクロン	0.09 以下	0.0009 未満
19	インダノファン	0.009 以下	0.00009 未満	59	チオジカルブ	0.08 以下	0.0008 未満	99	ベンゾフェナップ	0.005 以下	0.00005 未満
20	エスプロカルブ	0.03 以下	0.0003 未満	60	チオファネートメチル	0.3 以下	0.003 未満	100	ベンタゾン	0.2 以下	0.002 未満
21	エトフェンブロックス	0.08 以下	0.0008 未満	61	チオベンカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	101	ベンディメタリン	0.3 以下	0.003 未満
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	0.01 以下	0.0001 未満	62	テフリルトリオン	0.002 以下	0.00002 未満	102	ベンフルカルブ	0.02 以下	0.0002 未満
23	オキサジクロメホン	0.02 以下	0.0002 未満	63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02 以下	0.0002 未満	103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01 以下	0.0001 未満
24	オキシシン銅 (有機銅)	0.03 以下	0.0003 未満	64	トリクロビル	0.006 以下	0.00006 未満	104	ベンフレセート	0.07 以下	0.0007 未満
25	オリサストロピン	0.1 以下	0.001 未満	65	トリクロルホン (DEP)	0.005 以下	0.00005 未満	105	ホスチアゼート	0.005 以下	0.00005 未満
26	カズサホス	0.0006 以下	0.000006 未満	66	トリシクラゾール	0.1 以下	0.001 未満	106	マラチオン (マラソン)	0.7 以下	0.007 未満
27		0.008 以下	0.00008 未満	67	トリフルラリン	0.06 以下	0.0006 未満	107	メコプロップ (MCP)	0.05 以下	0.0005 未満
28	カルタップ	0.08 以下	0.0008 未満	68	ナプロパミド	0.03 以下	0.0003 未満	108	メソミル	0.03 以下	0.0003 未満
29	カルバリル (NAC)	0.02 以下	0.0002 未満	69	パラコート	0.005 以下	0.00005 未満	109	メタラキシル	0.2 以下	0.002 未満
30	カルボフラン	0.0003 以下	0.000003 未満	70	ビベロホス	0.0009 以下	0.000009 未満	110	メチダチオン (DMTP)	0.004 以下	0.00004 未満
31	キノクラミン (ACN)	0.005 以下	0.00005 未満	71	ビラクロニル	0.01 以下	0.0001 未満	111	メトミノストロピン	0.04 以下	0.0004 未満
32	キャプタン	0.3 以下	0.003 未満	72	ピラソキシフェン	0.004 以下	0.00004 未満	112	メトリブジン	0.03 以下	0.0003 未満
33	クミルロン	0.03 以下	0.0003 未満	73	ピラソリネート (ピラソレート)	0.02 以下	0.0002 未満	113	メフェナセット	0.02 以下	0.0002 未満
34	グリホサート	2 以下	0.02 未満	74	ピリダフェンチオン	0.002 以下	0.00002 未満	114	メプロニル	0.1 以下	0.001 未満
35	グリホシネート	0.02 以下	0.0002 未満	75	ピリプチカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	115	モリネート	0.005 以下	0.00005 未満
36	クロメプロップ	0.02 以下	0.0002 未満	76	ピロキロン	0.05 以下	0.0005 未満				
37	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001 以下	0.000001 未満	77	フィプロニル	0.0005 以下	0.000005 未満				
38	クロルピリホス	0.003 以下	0.00003 未満	78	フェントロチオン (MEP)	0.01 以下	0.0001 未満				
39	クロロタロニル (TPN)	0.05 以下	0.0005 未満	79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下	0.0003 未満				
40	シアナジン	0.001 以下	0.00001 未満	80	フェリムゾン	0.05 以下	0.0005 未満				

令和7年度 柳水第1水源（原水）農薬類 115項目 検査結果

No.	項目名	目標値	検査結果	No.	項目名	目標値	検査結果	No.	項目名	目標値	検査結果
		(mg/L)				(mg/L)				(mg/L)	
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	0.05 以下	0.0005 未満	41	シアノホス (CYAP)	0.003 以下	0.00003 未満	81	フェンチオン (MPP)	0.006 以下	0.00006 未満
2	2,2-DPA (ダラボン)	0.08 以下	0.0008 未満	42	ジウロン (DCMU)	0.02 以下	0.0002 未満	82	フェントエート (PAP)	0.007 以下	0.00007 未満
3	2,4-D (2, 4-PA)	0.02 以下	0.0002 未満	43	ジクロベニル (DBN)	0.03 以下	0.0003 未満	83	フェントラザミド	0.01 以下	0.0001 未満
4	EPN	0.004 以下	0.00004 未満	44	ジクロルボス (DDVP)	0.008 以下	0.00008 未満	84	フサライド	0.1 以下	0.001 未満
5	MCPA	0.005 以下	0.00005 未満	45	ジクワット	0.01 以下	0.0001 未満	85	ブタクロール	0.03 以下	0.0003 未満
6	アシュラム	0.9 以下	0.009 未満	46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004 以下	0.00004 未満	86	ブタミホス	0.02 以下	0.0002 未満
7	アセフェート	0.006 以下	0.00006 未満	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 以下	0.00005 未満	87	プロロフェジン	0.02 以下	0.0002 未満
8	アトラジン	0.01 以下	0.0001 未満	48	ジチオビル	0.009 以下	0.00009 未満	88	フルアジナム	0.03 以下	0.0003 未満
9	アニコホス	0.003 以下	0.00003 未満	49	シハロホップブチル	0.006 以下	0.00006 未満	89	プレチラクロール	0.05 以下	0.0005 未満
10	アミトラズ	0.006 以下	0.00006 未満	50	シマジン (CAT)	0.003 以下	0.00003 未満	90	プロシミドン	0.09 以下	0.0009 未満
11	アラクロール	0.03 以下	0.0003 未満	51	ジメタメトリン	0.02 以下	0.0002 未満	91	プロチオホス	0.007 以下	0.00007 未満
12	イソキサチオン	0.005 以下	0.00005 未満	52	ジメトエート	0.05 以下	0.0005 未満	92	プロピコナゾール	0.05 以下	0.0005 未満
13	イソフェンホス	0.001 以下	0.00001 未満	53	シメトリン	0.03 以下	0.0003 未満	93	プロピザミド	0.05 以下	0.0005 未満
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01 以下	0.0001 未満	54	ダイアジノン	0.003 以下	0.00003 未満	94	プロベナゾール	0.03 以下	0.0003 未満
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3 以下	0.003 未満	55	タイムロン	0.8 以下	0.008 未満	95	プロモブチド	0.1 以下	0.001 未満
16	イブフェンカルバゾン	0.002 以下	0.00002 未満	56	ダリメット、ダム(カバム)及びダリメットイブフェン	0.01 以下	0.0001 未満	96	ベノミル	0.02 以下	0.0002 未満
17	イプロベンホス (IBP)	0.09 以下	0.0009 未満	57	チアジニル	0.1 以下	0.001 未満	97	ベンシクロン	0.1 以下	0.001 未満
18	イミノクタジン	0.006 以下	0.00006 未満	58	チウラム	0.02 以下	0.0002 未満	98	ベンゾピシクロン	0.09 以下	0.0009 未満
19	インダノファン	0.009 以下	0.00009 未満	59	チオジカルブ	0.08 以下	0.0008 未満	99	ベンゾフェナップ	0.005 以下	0.00005 未満
20	エスプロカルブ	0.03 以下	0.0003 未満	60	チオファネートメチル	0.3 以下	0.003 未満	100	ベンタゾン	0.2 以下	0.002 未満
21	エトフェンブロックス	0.08 以下	0.0008 未満	61	チオベンカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	101	ベンディメタリン	0.3 以下	0.003 未満
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	0.01 以下	0.0001 未満	62	テフリルトリオン	0.002 以下	0.00002 未満	102	ベンフルカルブ	0.02 以下	0.0002 未満
23	オキサジクロメホン	0.02 以下	0.0002 未満	63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02 以下	0.0002 未満	103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01 以下	0.0001 未満
24	オキシ銅 (有機銅)	0.03 以下	0.0003 未満	64	トリクロビル	0.006 以下	0.00006 未満	104	ベンフレセート	0.07 以下	0.0007 未満
25	オリサストロピン	0.1 以下	0.001 未満	65	トリクロルホン (DEP)	0.005 以下	0.00005 未満	105	ホスチアゼート	0.005 以下	0.00005 未満
26	カズサホス	0.0006 以下	0.000006 未満	66	トリシクラゾール	0.1 以下	0.001 未満	106	マラチオン (マラソン)	0.7 以下	0.007 未満
27		0.008 以下	0.00008 未満	67	トリフルラリン	0.06 以下	0.0006 未満	107	メコプロップ (MCP)	0.05 以下	0.0005 未満
28	カルタップ	0.08 以下	0.0008 未満	68	ナプロパミド	0.03 以下	0.0003 未満	108	メソミル	0.03 以下	0.0003 未満
29	カルバリル (NAC)	0.02 以下	0.0002 未満	69	パラコート	0.005 以下	0.00005 未満	109	メタラキシル	0.2 以下	0.002 未満
30	カルボフラン	0.0003 以下	0.000003 未満	70	ビベロホス	0.0009 以下	0.000009 未満	110	メチダチオン (DMTP)	0.004 以下	0.00004 未満
31	キノクラミン (ACN)	0.005 以下	0.00005 未満	71	ビラクロニル	0.01 以下	0.0001 未満	111	メトミノストロピン	0.04 以下	0.0004 未満
32	キャプタン	0.3 以下	0.003 未満	72	ピラソキシフェン	0.004 以下	0.00004 未満	112	メトリブジン	0.03 以下	0.0003 未満
33	クミルロン	0.03 以下	0.0003 未満	73	ピラソリネート (ピラソレート)	0.02 以下	0.0002 未満	113	メフェナセット	0.02 以下	0.0002 未満
34	グリホサート	2 以下	0.02 未満	74	ピリダフェンチオン	0.002 以下	0.00002 未満	114	メプロニル	0.1 以下	0.001 未満
35	グルホシネート	0.02 以下	0.0002 未満	75	ピリブチカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	115	モリネート	0.005 以下	0.00005 未満
36	クロメブロップ	0.02 以下	0.0002 未満	76	ピロキロン	0.05 以下	0.0005 未満				
37	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001 以下	0.000001 未満	77	フィプロニル	0.0005 以下	0.000005 未満				
38	クロルピリホス	0.003 以下	0.00003 未満	78	フェントロチオン (MEP)	0.01 以下	0.0001 未満				
39	クロロタロニル (TPN)	0.05 以下	0.0005 未満	79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下	0.0003 未満				
40	シアナジン	0.001 以下	0.00001 未満	80	フェリムゾン	0.05 以下	0.0005 未満				

令和7年度 柳水第2水源（原水）農薬類 115項目 検査結果

No.	項目名	目標値	検査結果	No.	項目名	目標値	検査結果	No.	項目名	目標値	検査結果
		(mg/L)				(mg/L)				(mg/L)	
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	0.05 以下	0.0005 未満	41	シアノホス (CYAP)	0.003 以下	0.00003 未満	81	フェンチオン (MPP)	0.006 以下	0.00006 未満
2	2,2-DPA (ダラボン)	0.08 以下	0.0008 未満	42	ジウロン (DCMU)	0.02 以下	0.0002 未満	82	フェントエート (PAP)	0.007 以下	0.00007 未満
3	2,4-D (2, 4-PA)	0.02 以下	0.0002 未満	43	ジクロベニル (DBN)	0.03 以下	0.0003 未満	83	フェントラザミド	0.01 以下	0.0001 未満
4	EPN	0.004 以下	0.00004 未満	44	ジクロルボス (DDVP)	0.008 以下	0.00008 未満	84	フサライド	0.1 以下	0.001 未満
5	MCPA	0.005 以下	0.00005 未満	45	ジクワット	0.01 以下	0.0001 未満	85	ブタクロール	0.03 以下	0.0003 未満
6	アシュラム	0.9 以下	0.009 未満	46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004 以下	0.00004 未満	86	ブタミホス	0.02 以下	0.0002 未満
7	アセフェート	0.006 以下	0.00006 未満	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 以下	0.00005 未満	87	プロロフェジン	0.02 以下	0.0002 未満
8	アトラジン	0.01 以下	0.0001 未満	48	ジチオビル	0.009 以下	0.00009 未満	88	フルアジナム	0.03 以下	0.0003 未満
9	アニコホス	0.003 以下	0.00003 未満	49	シハロホップブチル	0.006 以下	0.00006 未満	89	プレチラクロール	0.05 以下	0.0005 未満
10	アミトラズ	0.006 以下	0.00006 未満	50	シマジン (CAT)	0.003 以下	0.00003 未満	90	プロシミドン	0.09 以下	0.0009 未満
11	アラクロール	0.03 以下	0.0003 未満	51	ジメタメトリン	0.02 以下	0.0002 未満	91	プロチオホス	0.007 以下	0.00007 未満
12	イソキサチオン	0.005 以下	0.00005 未満	52	ジメトエート	0.05 以下	0.0005 未満	92	プロピコナゾール	0.05 以下	0.0005 未満
13	イソフェンホス	0.001 以下	0.00001 未満	53	シメトリン	0.03 以下	0.0003 未満	93	プロピザミド	0.05 以下	0.0005 未満
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01 以下	0.0001 未満	54	ダイアジノン	0.003 以下	0.00003 未満	94	プロベナゾール	0.03 以下	0.0003 未満
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3 以下	0.003 未満	55	タイムロン	0.8 以下	0.008 未満	95	プロモブチド	0.1 以下	0.001 未満
16	イブフェンカルバゾン	0.002 以下	0.00002 未満	56	ダリメット、ダム(カバム)及びダリメットイソプロアネート	0.01 以下	0.0001 未満	96	ベノミル	0.02 以下	0.0002 未満
17	イプロベンホス (IBP)	0.09 以下	0.0009 未満	57	チアジニル	0.1 以下	0.001 未満	97	ベンシクロン	0.1 以下	0.001 未満
18	イミノクタジン	0.006 以下	0.00006 未満	58	チウラム	0.02 以下	0.0002 未満	98	ベンゾピシクロン	0.09 以下	0.0009 未満
19	インダノファン	0.009 以下	0.00009 未満	59	チオジカルブ	0.08 以下	0.0008 未満	99	ベンゾフェナップ	0.005 以下	0.00005 未満
20	エスプロカルブ	0.03 以下	0.0003 未満	60	チオファネートメチル	0.3 以下	0.003 未満	100	ベンタゾン	0.2 以下	0.002 未満
21	エトフェンブロックス	0.08 以下	0.0008 未満	61	チオベンカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	101	ベンディメタリン	0.3 以下	0.003 未満
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	0.01 以下	0.0001 未満	62	テフリルトリオン	0.002 以下	0.00002 未満	102	ベンフラカルブ	0.02 以下	0.0002 未満
23	オキサジクロメホン	0.02 以下	0.0002 未満	63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02 以下	0.0002 未満	103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01 以下	0.0001 未満
24	オキシ銅 (有機銅)	0.03 以下	0.0003 未満	64	トリクロビル	0.006 以下	0.00006 未満	104	ベンフレセート	0.07 以下	0.0007 未満
25	オリサストロピン	0.1 以下	0.001 未満	65	トリクロルホン (DEP)	0.005 以下	0.00005 未満	105	ホスチアゼート	0.005 以下	0.00005 未満
26	カズサホス	0.0006 以下	0.000006 未満	66	トリシクラゾール	0.1 以下	0.001 未満	106	マラチオン (マラソン)	0.7 以下	0.007 未満
27		0.008 以下	0.00008 未満	67	トリフルラリン	0.06 以下	0.0006 未満	107	メコプロップ (MCP)	0.05 以下	0.0005 未満
28	カルタップ	0.08 以下	0.0008 未満	68	ナプロパミド	0.03 以下	0.0003 未満	108	メソミル	0.03 以下	0.0003 未満
29	カルバリル (NAC)	0.02 以下	0.0002 未満	69	パラコート	0.005 以下	0.00005 未満	109	メタラキシル	0.2 以下	0.002 未満
30	カルボフラン	0.0003 以下	0.000003 未満	70	ビベロホス	0.0009 以下	0.000009 未満	110	メチダチオン (DMTP)	0.004 以下	0.00004 未満
31	キノクラミン (ACN)	0.005 以下	0.00005 未満	71	ビラクロニル	0.01 以下	0.0001 未満	111	メトミノストロピン	0.04 以下	0.0004 未満
32	キャプタン	0.3 以下	0.003 未満	72	ピラソキシフェン	0.004 以下	0.00004 未満	112	メトリブジン	0.03 以下	0.0003 未満
33	クミルロン	0.03 以下	0.0003 未満	73	ピラソリネート (ピラソレート)	0.02 以下	0.0002 未満	113	メフェナセット	0.02 以下	0.0002 未満
34	グリホサート	2 以下	0.02 未満	74	ピリダフェンチオン	0.002 以下	0.00002 未満	114	メプロニル	0.1 以下	0.001 未満
35	グルホシネート	0.02 以下	0.0002 未満	75	ピリプチカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	115	モリネート	0.005 以下	0.00005 未満
36	クロメプロップ	0.02 以下	0.0002 未満	76	ピロキロン	0.05 以下	0.0005 未満				
37	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001 以下	0.000001 未満	77	フィプロニル	0.0005 以下	0.000005 未満				
38	クロルピリホス	0.003 以下	0.00003 未満	78	フェントロチオン (MEP)	0.01 以下	0.0001 未満				
39	クロロタロニル (TPN)	0.05 以下	0.0005 未満	79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下	0.0003 未満				
40	シアナジン	0.001 以下	0.00001 未満	80	フェリムゾン	0.05 以下	0.0005 未満				

令和7年度 柳水第3水源（原水）農薬類 115項目 検査結果

No.	項目名	目標値	検査結果	No.	項目名	目標値	検査結果	No.	項目名	目標値	検査結果
		(mg/L)				(mg/L)				(mg/L)	
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	0.05 以下	0.0005 未満	41	シアノホス (CYAP)	0.003 以下	0.00003 未満	81	フェンチオン (MPP)	0.006 以下	0.00006 未満
2	2,2-DPA (ダラボン)	0.08 以下	0.0008 未満	42	ジウロン (DCMU)	0.02 以下	0.0002 未満	82	フェントエート (PAP)	0.007 以下	0.00007 未満
3	2,4-D (2, 4-PA)	0.02 以下	0.0002 未満	43	ジクロベニル (DBN)	0.03 以下	0.0003 未満	83	フェントラザミド	0.01 以下	0.0001 未満
4	EPN	0.004 以下	0.00004 未満	44	ジクロルボス (DDVP)	0.008 以下	0.00008 未満	84	フサライド	0.1 以下	0.001 未満
5	MCPA	0.005 以下	0.00005 未満	45	ジクワット	0.01 以下	0.0001 未満	85	ブタクロール	0.03 以下	0.0003 未満
6	アシユラム	0.9 以下	0.009 未満	46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004 以下	0.00004 未満	86	ブタミホス	0.02 以下	0.0002 未満
7	アセフェート	0.006 以下	0.00006 未満	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 以下	0.00005 未満	87	プロロフェジン	0.02 以下	0.0002 未満
8	アトラジン	0.01 以下	0.0001 未満	48	ジチオビル	0.009 以下	0.00009 未満	88	フルアジナム	0.03 以下	0.0003 未満
9	アニコホス	0.003 以下	0.00003 未満	49	シハロホップブチル	0.006 以下	0.00006 未満	89	プレチラクロール	0.05 以下	0.0005 未満
10	アミトラズ	0.006 以下	0.00006 未満	50	シマジン (CAT)	0.003 以下	0.00003 未満	90	ブロシミドン	0.09 以下	0.0009 未満
11	アラクロール	0.03 以下	0.0003 未満	51	ジメタメトリン	0.02 以下	0.0002 未満	91	プロチオホス	0.007 以下	0.00007 未満
12	イソキサチオン	0.005 以下	0.00005 未満	52	ジメトエート	0.05 以下	0.0005 未満	92	プロピコナゾール	0.05 以下	0.0005 未満
13	イソフェンホス	0.001 以下	0.00001 未満	53	シメトリン	0.03 以下	0.0003 未満	93	プロピザミド	0.05 以下	0.0005 未満
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01 以下	0.0001 未満	54	ダイアジノン	0.003 以下	0.00003 未満	94	プロベナゾール	0.03 以下	0.0003 未満
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3 以下	0.003 未満	55	タイムロン	0.8 以下	0.008 未満	95	プロモブチド	0.1 以下	0.001 未満
16	イブフェンカルバゾン	0.002 以下	0.00002 未満	56	ダリメット、ダム(カバム)及びダリメットイブフェン	0.01 以下	0.0001 未満	96	ベノミル	0.02 以下	0.0002 未満
17	イプロベンホス (IBP)	0.09 以下	0.0009 未満	57	チアジニル	0.1 以下	0.001 未満	97	ベンシクロン	0.1 以下	0.001 未満
18	イミノクタジン	0.006 以下	0.00006 未満	58	チウラム	0.02 以下	0.0002 未満	98	ベンゾピシクロン	0.09 以下	0.0009 未満
19	インダノファン	0.009 以下	0.00009 未満	59	チオジカルブ	0.08 以下	0.0008 未満	99	ベンゾフェナップ	0.005 以下	0.00005 未満
20	エスプロカルブ	0.03 以下	0.0003 未満	60	チオファネートメチル	0.3 以下	0.003 未満	100	ベンタゾン	0.2 以下	0.002 未満
21	エトフェンブロックス	0.08 以下	0.0008 未満	61	チオベンカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	101	ベンディメタリン	0.3 以下	0.003 未満
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	0.01 以下	0.0001 未満	62	テフリルトリオン	0.002 以下	0.00002 未満	102	ベンフルカルブ	0.02 以下	0.0002 未満
23	オキサジクロメホン	0.02 以下	0.0002 未満	63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02 以下	0.0002 未満	103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01 以下	0.0001 未満
24	オキシ銅 (有機銅)	0.03 以下	0.0003 未満	64	トリクロビル	0.006 以下	0.00006 未満	104	ベンフレセート	0.07 以下	0.0007 未満
25	オリサストロピン	0.1 以下	0.001 未満	65	トリクロルホン (DEP)	0.005 以下	0.00005 未満	105	ホスチアゼート	0.005 以下	0.00005 未満
26	カズサホス	0.0006 以下	0.000006 未満	66	トリシクラゾール	0.1 以下	0.001 未満	106	マラチオン (マラソン)	0.7 以下	0.007 未満
27		0.008 以下	0.00008 未満	67	トリフルラリン	0.06 以下	0.0006 未満	107	メコプロップ (MCP)	0.05 以下	0.0005 未満
28	カルタップ	0.08 以下	0.0008 未満	68	ナプロパミド	0.03 以下	0.0003 未満	108	メソミル	0.03 以下	0.0003 未満
29	カルバリル (NAC)	0.02 以下	0.0002 未満	69	パラコート	0.005 以下	0.00005 未満	109	メタラキシル	0.2 以下	0.002 未満
30	カルボフラン	0.0003 以下	0.000003 未満	70	ビベロホス	0.0009 以下	0.000009 未満	110	メチダチオン (DMTP)	0.004 以下	0.00004 未満
31	キノクラミン (ACN)	0.005 以下	0.00005 未満	71	ビラクロニル	0.01 以下	0.0001 未満	111	メトミノストロピン	0.04 以下	0.0004 未満
32	キャプタン	0.3 以下	0.003 未満	72	ピラソキシフェン	0.004 以下	0.00004 未満	112	メトリブジン	0.03 以下	0.0003 未満
33	クミルロン	0.03 以下	0.0003 未満	73	ピラソリネート (ピラソレート)	0.02 以下	0.0002 未満	113	メフェナセット	0.02 以下	0.0002 未満
34	グリホサート	2 以下	0.02 未満	74	ピリダフェンチオン	0.002 以下	0.00002 未満	114	メプロニル	0.1 以下	0.001 未満
35	グルホシネート	0.02 以下	0.0002 未満	75	ピリブチカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	115	モリネート	0.005 以下	0.00005 未満
36	クロメブロップ	0.02 以下	0.0002 未満	76	ピロキロン	0.05 以下	0.0005 未満				
37	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001 以下	0.000001 未満	77	フィプロニル	0.0005 以下	0.000005 未満				
38	クロルピリホス	0.003 以下	0.00003 未満	78	フェントロチオン (MEP)	0.01 以下	0.0001 未満				
39	クロロタロニル (TPN)	0.05 以下	0.0005 未満	79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下	0.0003 未満				
40	シアナジン	0.001 以下	0.00001 未満	80	フェリムゾン	0.05 以下	0.0005 未満				

令和7年度 堀川水源（原水）農薬類 115項目 検査結果

No.	項目名	目標値	検査結果	No.	項目名	目標値	検査結果	No.	項目名	目標値	検査結果
		(mg/L)				(mg/L)				(mg/L)	
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	0.05 以下	0.0005 未満	41	シアノホス (CYAP)	0.003 以下	0.00003 未満	81	フェンチオン (MPP)	0.006 以下	0.00006 未満
2	2,2-DPA (ダラボン)	0.08 以下	0.0008 未満	42	ジウロン (DCMU)	0.02 以下	0.0002 未満	82	フェントエート (PAP)	0.007 以下	0.00007 未満
3	2,4-D (2, 4-PA)	0.02 以下	0.0002 未満	43	ジクロベニル (DBN)	0.03 以下	0.0003 未満	83	フェントラザミド	0.01 以下	0.0001 未満
4	EPN	0.004 以下	0.00004 未満	44	ジクロルボス (DDVP)	0.008 以下	0.00008 未満	84	フサライド	0.1 以下	0.001 未満
5	MCPA	0.005 以下	0.00005 未満	45	ジクワット	0.01 以下	0.0001 未満	85	ブタクロール	0.03 以下	0.0003 未満
6	アシユラム	0.9 以下	0.009 未満	46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004 以下	0.00004 未満	86	ブタミホス	0.02 以下	0.0002 未満
7	アセフェート	0.006 以下	0.00006 未満	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 以下	0.00005 未満	87	ブプロフェジン	0.02 以下	0.0002 未満
8	アトラジン	0.01 以下	0.0001 未満	48	ジチオビル	0.009 以下	0.00009 未満	88	フルアジナム	0.03 以下	0.0003 未満
9	アニロホス	0.003 以下	0.00003 未満	49	シハロホップブチル	0.006 以下	0.00006 未満	89	ブレチラクロール	0.05 以下	0.0005 未満
10	アミトラズ	0.006 以下	0.00006 未満	50	シマジン (CAT)	0.003 以下	0.00003 未満	90	ブロシミドン	0.09 以下	0.0009 未満
11	アラクロール	0.03 以下	0.0003 未満	51	ジメタメトリン	0.02 以下	0.0002 未満	91	プロチオホス	0.007 以下	0.00007 未満
12	イソキサチオン	0.005 以下	0.00005 未満	52	ジメトエート	0.05 以下	0.0005 未満	92	プロピコナゾール	0.05 以下	0.0005 未満
13	イソフェンホス	0.001 以下	0.00001 未満	53	シメトリン	0.03 以下	0.0003 未満	93	プロピザミド	0.05 以下	0.0005 未満
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01 以下	0.0001 未満	54	ダイアジノン	0.003 以下	0.00003 未満	94	プロベナゾール	0.03 以下	0.0003 未満
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3 以下	0.003 未満	55	タイムロン	0.8 以下	0.008 未満	95	プロモブチド	0.1 以下	0.001 未満
16	イブフェンカルバゾン	0.002 以下	0.00002 未満	56	ダリメット、ダム(カバム)及びダリメットイソプロアネート	0.01 以下	0.0001 未満	96	ベノミル	0.02 以下	0.0002 未満
17	イプロベンホス (IBP)	0.09 以下	0.0009 未満	57	チアジニル	0.1 以下	0.001 未満	97	ベンシクロン	0.1 以下	0.001 未満
18	イミノクタジン	0.006 以下	0.00006 未満	58	チウラム	0.02 以下	0.0002 未満	98	ベンゾピシクロン	0.09 以下	0.0009 未満
19	インダノファン	0.009 以下	0.00009 未満	59	チオジカルブ	0.08 以下	0.0008 未満	99	ベンゾフェナップ	0.005 以下	0.00005 未満
20	エスプロカルブ	0.03 以下	0.0003 未満	60	チオファネートメチル	0.3 以下	0.003 未満	100	ベンタゾン	0.2 以下	0.002 未満
21	エトフェンブロックス	0.08 以下	0.0008 未満	61	チオベンカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	101	ベンディメタリン	0.3 以下	0.003 未満
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	0.01 以下	0.0001 未満	62	テフリルトリオン	0.002 以下	0.00002 未満	102	ベンフルカルブ	0.02 以下	0.0002 未満
23	オキサジクロメホン	0.02 以下	0.0002 未満	63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02 以下	0.0002 未満	103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01 以下	0.0001 未満
24	オキシシリン (有機銅)	0.03 以下	0.0003 未満	64	トリクロビル	0.006 以下	0.00006 未満	104	ベンフレセート	0.07 以下	0.0007 未満
25	オリサストロピン	0.1 以下	0.001 未満	65	トリクロルホン (DEP)	0.005 以下	0.00005 未満	105	ホスチアゼート	0.005 以下	0.00005 未満
26	カズサホス	0.0006 以下	0.000006 未満	66	トリシクラゾール	0.1 以下	0.001 未満	106	マラチオン (マラソン)	0.7 以下	0.007 未満
27		0.008 以下	0.00008 未満	67	トリフルラリン	0.06 以下	0.0006 未満	107	メコプロップ (MCP)	0.05 以下	0.0005 未満
28	カルタップ	0.08 以下	0.0008 未満	68	ナプロパミド	0.03 以下	0.0003 未満	108	メソミル	0.03 以下	0.0003 未満
29	カルバリル (NAC)	0.02 以下	0.0002 未満	69	パラコート	0.005 以下	0.00005 未満	109	メタラキシル	0.2 以下	0.002 未満
30	カルボフラン	0.0003 以下	0.000003 未満	70	ビベロホス	0.0009 以下	0.000009 未満	110	メチダチオン (DMTP)	0.004 以下	0.00004 未満
31	キノクラミン (ACN)	0.005 以下	0.00005 未満	71	ビラクロニル	0.01 以下	0.0001 未満	111	メトミノストロピン	0.04 以下	0.0004 未満
32	キャプタン	0.3 以下	0.003 未満	72	ピラソキシフェン	0.004 以下	0.00004 未満	112	メトリブジン	0.03 以下	0.0003 未満
33	クミルロン	0.03 以下	0.0003 未満	73	ピラソリネート (ピラソレート)	0.02 以下	0.0002 未満	113	メフェナセット	0.02 以下	0.0002 未満
34	グリホサート	2 以下	0.02 未満	74	ピリダフェンチオン	0.002 以下	0.00002 未満	114	メプロニル	0.1 以下	0.001 未満
35	グルホシネート	0.02 以下	0.0002 未満	75	ピリブチカルブ	0.02 以下	0.0002 未満	115	モリネート	0.005 以下	0.00005 未満
36	クロメプロップ	0.02 以下	0.0002 未満	76	ピロキロン	0.05 以下	0.0005 未満				
37	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001 以下	0.000001 未満	77	フィプロニル	0.0005 以下	0.000005 未満				
38	クロルピリホス	0.003 以下	0.00003 未満	78	フェントロチオン (MEP)	0.01 以下	0.0001 未満				
39	クロロタロニル (TPN)	0.05 以下	0.0005 未満	79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下	0.0003 未満				
40	シアナジン	0.001 以下	0.00001 未満	80	フェリムゾン	0.05 以下	0.0005 未満				

お問い合わせ先：大津菊陽水道企業団
熊本県菊池郡大津町大字陣内 1938-1
TEL (096) 293-7711 ・ FAX (096) 293-0202
ホームページ <http://www.ookiku-water.jp>
Eメールアドレス suidou@ookiku-water.or.jp